

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和5年8月から 福祉医療制度に所得の基準が導入されます

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある方には医療費の負担をお願いすることになりました。

以下の所得制限基準額を上回る方については、令和5年8月1日から福祉医療制度の助成対象外となります。

所得確認の対象者について

重度心身障害者等の福祉医療受給資格者本人及び配偶者・扶養義務者※※

※※扶養義務者とは

受給資格者本人の直系血族及び兄弟姉妹(住民票同一の方に限る)

対象となる所得について

給与所得・退職所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等
(障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。)

※各種控除が受けられる場合があります（詳細裏面）

【所得制限基準額及び収入額の目安等】

(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,604,000	約5,180,000	6,287,000	約8,319,000
1人	3,984,000	約5,656,000	6,536,000	約8,586,000
2人	4,364,000	約6,132,000	6,749,000	約8,799,000
3人	4,744,000	約6,604,000	6,962,000	約9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

裏面もご覧ください→

所得の判定について

前年の所得により判定し、以下の場合は助成対象外となります。

受給資格者本人 : 所得制限基準額を超過する場合

配偶者又は扶養義務者 : 所得制限基準額以上の場合

※受給資格者本人及び配偶者・扶養義務者それぞれが、助成対象内である必要があります。

控除可能な控除の種類

控除の種類	受給資格者本人	配偶者又は扶養義務者
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	一律 8 万円
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額 (最高33万円)	相当額 (最高33万円)
障害者控除(本人)	—	27万円
障害者控除 (控除対象配偶者・扶養親族)	一人につき27万円	一人につき27万円
特別障害者控除(本人)	—	40万円
特別障害者控除 (控除対象配偶者・扶養親族)	一人につき40万円	一人につき40万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円
肉用牛の売却による事業所得に係る特例免除	当該免除に係る所得の額	当該免除に係る所得の額

他制度の優先利用のお願い

福祉医療制度以外の医療費負担制度が利用できる場合は、他の制度を優先利用していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

(例) 自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療など)、
特定医療費 (指定難病)、小児慢性特定疾病
スポーツ災害給付金 (学校管理下でのけが等の場合)

〇お問い合わせ先

〇〇市町村福祉医療担当課

電話:

群馬県健康福祉部国保援護課保険・福祉医療係

電話:027-226-2677

※なお、窓口等を含めて個人の収入に関してのお問い合わせには
お答えできませんのでご了承ください。



『群馬県HP』

重度心身障害者医療費助成に関する改正について